

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）

◆発行年月日及び文書番号：

平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号

◆改正年月日及び文書番号：

平成18年6月27日国自環第53号

平成18年11月9日国自技第157号

平成19年7月31日国自環第59号

平成19年11月9日国自技第138号

平成20年7月7日国自環第59号

平成20年10月8日国自技第142号

平成21年7月22日国自技第93号

平成21年10月24日国自技第180号

平成22年8月19日国自技第108号

平成22年12月9日国自技第176号

平成23年1月30日国自技第216号

平成23年5月31日国自技第79号

平成23年6月23日国自技第103号

平成24年3月12日国自技第109号

平成24年7月24日国自技第66号

平成24年11月15日国自技第154号

平成25年1月25日国自技第209号

平成25年7月12日国自技第63号

平成25年8月30日国自技第87号

平成25年10月1日国自環第100号

平成25年11月1日国自技第134号

平成25年11月12日国自技第138号

平成26年2月12日国自審第1465号、国自環第195号、国自技第179号

平成26年2月13日国自技第196号

平成26年6月10日国自技第32号

平成26年10月9日国自技第78号

平成27年1月22日国自技第156号

平成27年6月15日国自技第47号

平成27年10月8日国自環第136号、国自技第150号

平成27年11月16日国自環第117号

平成27年11月20日国自環第171号
平成28年1月20日国自技第214号
平成28年4月20日国自環第6号
平成28年6月17日国自技第44号
平成28年6月30日国自技第57号
平成28年8月31日国自技第107号
平成28年10月7日国自技第135号
平成28年11月15日国自技第165号
平成28年12月9日国自技第185号
平成28年12月12日国自環第183号
平成29年2月9日国自技第226号
平成29年2月28日国自環第236号
平成29年6月22日国自技第43号
平成29年9月20日国自環第95号
平成29年10月10日国自技第135号
平成30年2月9日国自技第194号
平成30年3月30日国自環第184号
平成30年7月19日国自技第70号
平成30年10月16日国自技第134号
平成30年12月28日国自技第181号
平成31年2月15日国自環第160号
令和元年5月28日国自技第26号
令和元年10月15日国自技第100号
令和2年1月31日国自技第195号
令和2年5月29日国自基第17号
令和2年8月5日国自基第44号
令和2年9月25日国自基第87号
令和2年12月25日国自基第127号
令和3年6月9日国自基第11号
令和3年9月30日国自基第56号
令和4年1月7日国自基第80号
令和4年6月22日国自基第39号
令和4年10月7日国自基第127号
令和5年1月4日国自基第188号
令和5年6月5日国自基第41号
令和5年9月22日国自基第95号

令和6年1月5日国自基第171号
令和6年3月29日国自基第210号
令和6年6月14日国自基第35号
令和6年9月20日国自基第83号
令和7年1月10日国自基第136号
令和7年2月28日国自基第164号
令和7年6月17日国自基第46号
令和7年9月26日国自基第87号
令和8年1月9日国自基第151号
令和8年6月4日国自基第43号
令和8年8月31日国自基第83号

◆発出先：

各地方運輸局長

◆発出元：

自動車交通局長

◎本文

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1318号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、国土交通大臣が定める自動車等を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通達により、「「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」等関連告示の制定に伴う関係通達（自動車交通局長達）の一部改正等について（依命通達）」

（平成15年7月7日国自技第69号国自審第360号）別添2「道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第1条の2の3及び第1条の25の5の国土交通大臣が定める自動車について」は、廃止する。

記

1. 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下「適用関係告示」という。）第9条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成15年12月31日以前に製作された自動車

- (2) 平成16年1月1日以降に製作された自動車であつて次のイからホまでに掲げるもの
 - イ 平成15年12月31日までに法第75条の規定によりその型式について指定（以下「型式指定」という。）を受けた自動車
 - ロ 平成15年12月31日までに「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号）別添2の新型自動車等取扱要領に基づく新型届出（以下「新型届出」という。）による取扱いを受けた自動車
 - ハ 平成15年12月31日までに「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1255号）に基づく輸入自動車特別取扱自動車の取扱い（以下「輸入自動車特別取扱」という。）を受けた自動車
 - ニ 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車
 - ホ 上記イからハまでに掲げる自動車と制動装置に係る構造・装置が同一（「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自技第215号、自審第1253号、自環第222号）別添装置型式指定実施要領別添1「乗用車の制動装置の装置型式指定基準」中2.2.「制動装置に係る自動車の同一型式の範囲」に基づく同一型式の範囲を超える変更がないものをいう。）の自動車

2. 適用関係告示第27条第4項から第12項まで、第14項、第17項、第18項、第20項、第22項及び第25項並びに第28条第1項、第29項、第30項及び第82項から第84項までの「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車

3. 適用関係告示第52条第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成17年1月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成17年1月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

4. 適用関係告示第15条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成16年7月15日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの
- (2) 平成16年7月15日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、側面衝突時の乗員保護に係る性能に変更のないもの
- (3) 平成16年7月16日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成16年7月15日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車に、側面衝突時の乗員保

護に係る性能についての変更以外の変更のみ行ったもの

- (4) 平成16年 7 月16日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成16年 7 月15日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、側面衝突時の乗員保護に係る性能についての変更以外の変更のみを行ったもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車以外の自動車

5. 適用関係告示第15条第 8 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成19年 8 月11日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成19年 8 月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成19年 8 月11日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成19年 8 月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの
- (3) 平成19年 8 月12日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成19年 8 月11日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年 8 月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成19年 8 月12日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成19年 8 月11日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側面衝突時の乗員保護に係る性能が同一であり、かつ、平成19年 8 月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係る性能について変更のないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車以外の自動車

6. 適用関係告示第28条第117項第 2 号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成19年 8 月31日（輸入された自動車にあつては、平成20年 7 月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- (2) 平成20年 7 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

7. 適用関係告示第 9 条第13項及び第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成21年11月 9 日以前に型式指定を受けた自動車
- (2) 平成21年11月 9 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (3) 平成21年11月 9 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

8. 適用関係告示第30条第8項及び第45条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成22年1月10日以前に型式指定を受けた自動車
- (2) 平成22年1月10日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (3) 平成22年1月10日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

9. 適用関係告示第41条の2第5項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成20年10月14日以前に型式指定を受けた自動車であって平成20年10月15日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成20年10月14日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた大型後部反射器であって平成20年10月15日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成20年10月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって平成20年10月15日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成20年10月14日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成20年10月15日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの

10. 適用関係告示第29条第8項の「国土交通大臣が定めるもの」は、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上のもの若しくはその形状に類する自動車又は大型特殊自動車であって次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年9月30日以前に型式指定を受けた自動車であって平成26年10月1日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成26年9月30日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成26年10月1日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成26年9月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって平成26年10月1日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成26年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成26年10月1日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

11. 適用関係告示第29条第9項、第30条第10項、第31条第6項、第32条第7項、第33条第6項、第35条第10項、第36条第4項、第37条第9項、第38条第8項、第39条第8項、第40条第5項、第42条第10項、第43条第7項、第44条第11項及び第45条第15項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成23年2月6日以前に型式指定を受けた自動車であって平成23年2月7日以降に

前照灯、前部雾灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部雾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯又は方向指示器（以下本項において「前照灯等」という。）に係る性能について変更がないもの

- (2) 平成23年2月6日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成23年2月7日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成23年2月6日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯等に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成23年2月6日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯等に係る性能について変更がないもの
- (5) 平成23年2月6日以前に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の3第1項の規定によりその型式の認定（以下「型式認定」という。）を受けた自動車であって平成23年2月7日以降に前照灯等に係る性能について変更がないもの

12. 適用関係告示第29条第11項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成21年10月23日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成21年10月23日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって、平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成21年10月23日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成21年10月23日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

13. 適用関係告示第29条第12項、第32条第9項、第37条第11項、第42条第12項、第43条第9項及び第45条第17項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成24年10月23日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器（以下本項において「前照灯等」という。）に係る取付方法等について変更がないもの
- (2) 平成24年10月23日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって、平成24年10月24日以降にその取付方法等について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成24年10月23日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成24年

10月24日以降に前照灯等に係る取付方法等について変更がないもの

(4) 平成24年10月23日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に前照灯等に係る取付方法等について変更がないもの

(5) 平成24年10月23日以前に型式認定を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に制動灯及び方向指示器に係る取付方法等について変更がないもの

14. 適用関係告示第41条の2第6項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成21年10月23日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの

(2) 平成21年10月23日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた大型後部反射器であって、平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

(3) 平成21年10月23日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの

(4) 平成21年10月23日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの

15. 適用関係告示第29条第14項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成22年8月18日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成22年8月19日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(2) 平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって、平成22年8月19日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

(3) 平成22年8月18日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成22年8月19日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(4) 平成22年8月18日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成22年8月19日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

16. 適用関係告示第29条第16項、第17項及び第30条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年12月8日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

(2) 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成27年12月9日以降にその性能について変更がない

ものを備えた自動車

- (3) 平成27年12月8日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成27年12月8日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

17. 適用関係告示第9条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年1月29日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成26年1月29日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた電気式回生制動装置であって、平成26年1月30日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成26年1月29日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成26年1月29日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの

18. 適用関係告示第14条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成28年8月1日以降に製作された自動車であって、平成28年7月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であり、かつ、平成28年8月1日以降に電波障害防止に係る性能に変更のない自動車とする。

19. 適用関係告示第14条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの
- (2) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

20. 適用関係告示第31条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年6月22日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成28年6月23日以降に側方照射灯に係る性能について変更のないもの

- (2) 平成28年6月22日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた側方照射灯であって、平成28年6月23日以降にその性能について変更のないものを備えた自動車
- (3) 平成28年6月22日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成28年6月23日以降に側方照射灯に係る性能について変更のないもの
- (4) 平成28年6月22日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成28年6月23日以降に側方照射灯に係る性能について変更のないもの

21. 適用関係告示第29条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成23年10月27日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成23年10月28日以降に前照灯に係る取付方法等について変更のないもの
- (2) 平成23年10月27日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって、平成23年10月28日以降にその取付方法等について変更のないものを備えた自動車
- (3) 平成23年10月27日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成23年10月28日以降に前照灯に係る取付方法等について変更のないもの
- (4) 平成23年10月27日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成23年10月28日以降に前照灯に係る取付方法等について変更のないもの

22. 適用関係告示第7条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成25年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成25年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

23. 適用関係告示第7条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成26年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

24. 適用関係告示第9条第18項及び第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準値以外に、型式を区別

する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

25. 適用関係告示第9条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成28年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

26. 適用関係告示第15条第15項及び第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成25年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成25年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

27. 適用関係告示第12条第7項、第8項、第15条第16項及び第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成26年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

28. 適用関係告示第22条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成25年4月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（当該新型届出による取扱いを受けた自動車からISOFIXトッパテザー取付装置に変更がないものに限る。）
- (2) 平成25年4月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（当該輸入自動車特別取扱を受けた自動車からISOFIXトッパテザー取付装置に変更がないものに限る。）
- (3) 平成25年4月13日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成25年4月12日

以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から I S O F I X トップテザー取付装置に変更がないものに限る。)

- (4) 平成25年4月13日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成25年4月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から I S O F I X トップテザー取付装置に変更がないものに限る。)

29. 適用関係告示第15条第16項ただし書の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成25年6月23日から平成26年6月22日までに新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成25年6月23日から平成26年6月22日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車

30. 適用関係告示第19条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成26年7月26日以降に型式指定を受けた自動車(平成26年7月25日以前に型式指定を受けた自動車から座席及び座席取付装置に変更がないものを除く。)
- (4) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年7月25日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から座席及び座席取付装置に変更がないものを除く。)
- (5) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年7月25日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から座席及び座席取付装置に変更がないものを除く。)

31. 適用関係告示第20条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成26年7月26日以降に型式指定を受けた自動車(平成26年7月25日以前に型式指定を受けた自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)
- (4) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年7月25日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)
- (5) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年7月25日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)

更がないものを除く。)

32. 適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、平成29年11月18日以降に製作された自動車であって、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年11月17日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの
- (2) 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた「灯火器及び反射器並びに指示装置」であって、平成29年11月18日以降にその取付方法等について変更がない車室外乗降支援灯を備えた自動車
- (3) 平成29年11月17日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの
- (4) 平成29年11月17日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる自動車と車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの

33. 適用関係告示第9条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年7月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）
- (2) 平成28年7月14日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）
- (3) 平成28年7月15日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7

月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)

- (4) 平成28年7月15日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成28年7月14日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)
- (5) 平成28年7月14日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた感電防止装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、平成28年7月15日以降にその性能について変更のないもの
- (6) 平成28年7月15日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、平成28年7月14日以前に新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けた自動車(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第726号)による改正前の細目告示第21条第3項又は第99条第3項に適合している自動車に限る。))と感電防止装置に係る性能が同一であるもの

35. 適用関係告示第9条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日(立席を有するものにあつては平成28年2月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するものにあつては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)
- (2) 平成26年11月1日(立席を有するものにあつては平成28年2月1日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するものにあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

36. 適用関係告示第9条第25項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要

構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

- (2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

37. 適用関係告示第9条第26項及び第28項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

38. 適用関係告示第9条第27項及び第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

39. 適用関係告示第9条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

- (2) 平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

40. 適用関係告示第9条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

41. 適用関係告示第9条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成28年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

42. 適用関係告示第10条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

43. 適用関係告示第42条第15項第1号及び第47条の2第2項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

44. 適用関係告示第42条第15項第2号及び第6号並びに第47条の2第2項第2号及び第6号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

45. 適用関係告示第42条第15項第3号及び第5号並びに第47条の2第2項第3号及び第5号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

46. 適用関係告示第42条第15項第4号及び第8号並びに第47条の2第2項第4号及び第8

号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

47. 適用関係告示第42条第15項第7号及び第47条の2第2項第7号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

48. 適用関係告示第42条第15項第9号及び第47条の2第2項第9号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

49. 適用関係告示第28条第1項表第12号の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに新型届出による取扱いを受ける自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。

50. 適用関係告示第30条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（二輪自動車にあつては令和12年8月31日以前に製作されたものに限る。）とする。

- (1) 平成25年7月10日以前に型式指定を受けた自動車であつて、平成25年7月11日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの

- (2) 平成25年7月10日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成25年7月11日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
- (3) 平成25年7月10日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成25年7月11日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成25年7月10日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成25年7月11日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる自動車と前部霧灯に係る性能について変更がないもの
- (6) 平成24年7月25日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた前部霧灯を備えた自動車であって、平成24年7月26日以降にその性能について変更がないもの

51. 適用関係告示第32条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年11月17日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの
- (3) 平成29年11月17日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成29年11月17日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの

52. 適用関係告示第45条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年11月17日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
- (3) 平成29年11月17日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成29年11月17日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの

(5) (1)から(4)までに掲げる自動車と前部方向指示器に係る性能について変更がないもの

53. 適用関係告示第18条の2第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成28年11月1日以降に輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

54. 適用関係告示第9条第21項、第35項、第41項及び第43項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成30年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成30年11月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成30年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

55. 適用関係告示第9条第23項、第34項、第36項、第39項及び第42項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成31年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成31年11月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成31年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

56. 適用関係告示第 9 条第 38 項及び第 40 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年11月 1 日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成29年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成29年11月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成29年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

57. 適用関係告示第 13 条第 4 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 4 年 2 月28日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和 4 年 2 月28日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和 4 年 3 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和 4 年 2 月28日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (4) 令和 4 年 3 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 4 年 2 月28日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

58. 適用関係告示第 14 条第 12 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

- (1) 平成27年 8 月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
- (2) 平成27年 8 月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
- (3) 平成27年 8 月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年 8 月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けたとオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- (4) 平成27年8月13日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

59. 適用関係告示第14条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

- (1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
- (2) 平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
- (3) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成27年8月13日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

60. 適用関係告示第15条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

- (1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
- (2) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

61. 適用関係告示第15条第21項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

- (1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの
- (2) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取り扱いによる取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

62. 適用関係告示第7条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成29年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

63. 適用関係告示第7条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成28年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

64. 適用関係告示第20条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と同一であるものに限る。）
- (2) 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と同一であるものに限る。）

65. 適用関係告示第26条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成29年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成29年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成29年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

66. 適用関係告示第14条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成29年10月9日以降に製作された自動車であって次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年10月9日以降に新たに型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するもの及び令和11年9月1日以降に新たに型式認定を受

けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く)

- (2) 平成29年10月8日以前に型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (3) 平成29年10月9日以降に新たに型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年10月8日以前に型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

67. 適用関係告示第9条第47項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年10月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年10月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

68. 適用関係告示第15条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成29年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車わく並びに主制動装置の種類が同一であるもの
- (3) 平成29年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 平成29年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車わく並びに主制動装置の種類が同一であるもの

69. 適用関係告示第18条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年1月22日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成30年1月21日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から車体の外形、車わく及び軸距に変更がないものを除く。）
- (2) 平成30年1月22日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成30年1月21日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から車体の外形、車わく及び軸距に変更がないものを除く。）

70. 適用関係告示第51条の2第2項及び第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成29年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成29年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成29年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

71. 適用関係告示第51条の2第5項、第6項及び第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成30年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成30年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成30年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

72. 適用関係告示第51条の2第3項及び第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成31年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成31年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成31年10月31日以

前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

73. 適用関係告示第6条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成31年2月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの
- (4) 平成31年2月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成31年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

74. 適用関係告示第6条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年6月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成29年6月14日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成29年6月15日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年6月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの
- (4) 平成29年6月15日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年6月14日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とインストルメント・パネルの基本構造が同一であるもの

75. 適用関係告示第12条第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成30年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付け方法が同一であるもの
- (4) 平成30年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付け方法が同一であるもの

76. 適用関係告示第 12 条第 4 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成30年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付け方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本構造が同一であるもの
- (4) 平成30年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成30年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付け方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本構造が同一であるもの

77. 適用関係告示第 15 条第 23 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成30年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付け方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本構造が同一であるもの
- (4) 平成30年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成30年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付け方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本構造が同一であるもの

78. 適用関係告示第 12 条第 9 項、第 13 条第 11 項及び第 15 条第 24 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年 6 月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年 6 月14日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成30年 6 月15日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年 6 月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成30年 6 月15日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成30年 6

月14日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

79. 適用関係告示第24条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成28年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成28年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成28年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成28年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成28年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの

80. 適用関係告示第24条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年1月26日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年1月26日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成30年1月27日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年1月26日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成30年1月27日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年1月26日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの

81. 適用関係告示第29条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車(令和12年8月31日以前に製作されたものに限る。)及び側車付二輪自動車とする。

- (1) 平成27年7月25日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成27年7月26日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (2) 平成27年7月25日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって、平成27年7月26日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車
- (3) 平成27年7月25日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年7月26日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成27年7月25日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成27年7

月26日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

82. 適用関係告示第5条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (2) 令和4年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和4年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
- (4) 令和4年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (5) 令和4年4月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

83. 適用関係告示第5条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (2) 令和6年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和6年3月31日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査

時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

- (4) 令和 6 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (5) 令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 6 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

84. 適用関係告示第 5 条第 6 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和 5 年 3 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (2) 令和 8 年 8 月 31 日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和 8 年 8 月 31 日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車
- (4) 令和 5 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (5) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 5 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

車

- (7) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

85. 適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年11月19日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）
(2) 平成27年11月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

86. 適用関係告示第14条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年 1 月 20 日以降に新型届出による取扱いを受けた電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）
(2) 平成30年 1 月 20 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（平成30年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）

87. 適用関係告示第 12 条第 10 項、第 13 条第 12 項及び第 15 条第 25 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成35年 1 月 19 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
(2) 平成35年 1 月 19 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
(3) 平成35年 1 月 20 日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35年 1 月 19 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
(4) 平成35年 1 月 20 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成35年 1 月 19 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

88. 適用関係告示第 27 条第 28 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年 9 月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成28年10月 1 日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成28年 9 月30日以前に新型届出の取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第83条の適用を受ける自動車（輸入自動車を除く。）

89. 適用関係告示第 27 条第 29 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 2 年 8 月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和 4 年 8 月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和 4 年 9 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって令和 2 年 8 月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和 4 年 8 月31日）以前に新型届出による取扱いを受けたものから、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (3) 令和 2 年 8 月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和 4 年 8 月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 2 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和 4 年 9 月 1 日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって令和 2 年 8 月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあつては令和 4 年 8 月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものから、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (5) 細目告示第83条の適用を受ける自動車（輸入自動車を除く。）

90. 適用関係告示第 12 条第 5 項、第 14 条第 16 項及び第 15 条第 26 項の「国土交通大臣が

定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5t未満のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあっては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって輸入された自動車以外のものにあっては平成30年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成32年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって輸入された自動車以外のものにあっては平成30年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあっては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって輸入された自動車以外のものにあっては平成30年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成35年8月31日以前に製作されたもの

91. 適用関係告示第12条第8項、第13条第10項、第14条第17項及び第15条第27項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成30年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成30年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35

年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては平成 30 年 8 月 31 日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- (4) 平成 35 年 9 月 1 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては平成 30 年 9 月 1 日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成 35 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあっては平成 30 年 8 月 31 日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

92. 適用関係告示第 15 条第 29 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成 29 年 12 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
(2) 平成 29 年 12 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
(3) 平成 30 年 1 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成 29 年 12 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
(4) 平成 30 年 1 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成 29 年 12 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

93. 適用関係告示第 17 条第 10 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成 31 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
(2) 平成 31 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
(3) 平成 31 年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの
(4) 平成 31 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの
(5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

94. 適用関係告示第 52 条第 5 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車と

する。

- (1) 平成31年6月17日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年6月17日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成31年6月18日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年6月17日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成31年6月18日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成31年6月17日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

95. 適用関係告示第54条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成29年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成29年8月31日以前に認定を受けた型式認定自動車
- (4) 平成29年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (5) 平成29年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (6) 平成29年9月1日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、同年8月31日以前に型式認定を受けた型式認定自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

96. 適用関係告示第13条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成30年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要

構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る）、車わく並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

- (4) 平成30年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る）、車わく並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

97. 適用関係告示第13条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては平成32年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成35年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成35年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、平成35年8月31日以前に製作されたもの

98. 適用関係告示第15条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車と

する。

- (1) 平成30年 9 月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年 9 月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成30年10月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年 9 月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と車枠及び車体の主要骨格又は主要構造（断面構造を含む。）の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成30年10月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成30年 9 月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と車枠及び車体の主要骨格又は主要構造（断面構造を含む。）の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 平成30年 9 月30日以前に「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年 6 月30日 国自審第535号）別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」（以下「多仕様自動車型式指定」という。）に基づく取扱いを受けた自動車（車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成30年10月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成30年 9 月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車であって、平成35年 9 月30日以前に製作されたもの

99. 適用関係告示第 29 条第 22 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成32年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。以下この項において同じ。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5 トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。））にあつては平成33年 4 月 7 日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成32年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年 4 月 7 日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成32年 4 月 8 日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年 4 月 8 日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成32年 4 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあつては平成33年 4 月 7 日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

と前照灯の型式が同一であるもの

- (4) 平成32年4月8日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成33年4月8日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成33年4月7日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成33年4月7日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成32年4月8日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成33年4月8日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成33年4月7日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

100. 適用関係告示第51条の3第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年3月7日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年3月7日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成30年3月8日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年3月7日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成30年3月8日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年3月7日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (5) 平成30年3月7日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 平成30年3月8日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成30年3月7日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

101. 適用関係告示第 20 条第 15 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあつては平成29年11月15日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年11月15日（車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものにあつては平成29年11月15日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

102. 適用関係告示第 5 条第 8 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成31年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成31年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (4) 平成31年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成31年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (5) 平成31年 8 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（タイヤ取り付けに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成31年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、平成31年 8 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- (7) 型式指定を受けた自動車、型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

103. 適用関係告示第12条第11項、第14条第18項及び第15条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量3.5t未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成39年8月31日以前に製作

されたもの

104. 適用関係告示第13条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8t以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成39年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成39年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては平成32年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、平成39年8月31日以前に製作されたもの

105. 適用関係告示第 28 条第 170 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年 3 月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成29年 3 月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成29年 3 月31日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年 3 月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と排出ガス発散防止に係る性能について変更がないもの
- (4) 平成29年 3 月31日（以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年 3 月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と排出ガス発散防止に係る性能について変更がないもの
- (5) 次に掲げる自動車であって、平成29年 3 月30日以前に審査に係る走行抵抗の試験を行ったもの
 - (i) 平成29年 9 月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - (ii) 平成29年 9 月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
 - (iii) 平成29年 3 月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

106. 適用関係告示第 9 条第 51 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年10月 1 日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年10月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

107. 適用関係告示第 20 条第 21 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成32年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成32年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成32年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成32年 8 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (4) 平成32年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成32年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (5) 平成32年 8 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成32年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、平成32年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの

- (7) 平成32年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、平成32年9月1日以降にその性能について変更のないもの

108. 適用関係告示第20条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成34年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成34年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成34年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成34年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (4) 平成34年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成34年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (5) 平成34年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成34年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成34年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能並びに基本車体構造が同一であるもの
- (7) 平成34年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、平成34年9月1日以降にその性能について変更のないもの

109. 適用関係告示第28条第1項第16号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年9月19日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）
- (2) 平成29年9月19日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 平成29年9月19日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

110. 適用関係告示第7条第10項第2号及び第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、

次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの
- (4) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの
- (5) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

111. 適用関係告示第28条第173項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第4号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあつては、平成31年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 平成30年10月1日（中量貨物自動車等にあつては平成31年10月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成30年9月30日（中量貨物自動車等にあつては平成31年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装

置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

112. 適用関係告示第28条第175項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第8号の表ハに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成31年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 平成30年10月1日（中量貨物自動車等にあっては平成31年10月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年9月30日（中量貨物自動車等にあっては平成31年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

113. 適用関係告示第28条第177項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年9月30日（細目告示第41条第1項第12号の表ハ及びニに掲げる自動車（この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、平成31年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 平成30年10月1日（中量貨物自動車等にあっては平成31年10月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年9月30日（中量貨物自動車等にあっては平成31年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

114. 適用関係告示第28条第178項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成34年10月1日から平成36年9月30日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成34年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 平成34年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成34年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

115. 適用関係告示第28条第179項の「国土交通大臣が定める自動車」は、国内における自動車の年間販売台数が1000台未満である者が行った届出により輸入自動車特別取扱を受けた自動車とする。

116. 適用関係告示第51条の4第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年12月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成32年1月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年12月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (4) 平成32年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成31年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (5) 平成31年12月31日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 平成32年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成31年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

117. 適用関係告示第51条の4第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの
- (2) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

118. 適用関係告示第7条第11項第2号及び第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成33年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成33年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成33年4月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平

成33年 3 月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの

- (4) 平成33年 4 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成33年 3 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの
- (5) 平成33年 3 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成33年 4 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成33年 3 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

119. 適用関係告示第27条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成30年10月15日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成30年10月16日から平成32年 4 月15日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成30年10月15日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (3) 平成32年 4 月16日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成32年 4 月15日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- (4) 平成30年10月15日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (5) 平成30年10月16日から平成32年 4 月15日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成30年10月15日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 平成32年 4 月16日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成32年 4 月15日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は

低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

- (7) 平成30年10月15日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（騒音防止装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (8) 平成30年10月16日から平成32年4月15日までに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成30年10月15日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (9) 平成32年4月16日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成32年4月15日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- (10) 細目告示第83条の適用を受ける自動車

120. 適用関係告示第13条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成35年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成35年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 平成35年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (4) 平成35年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成35年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (5) 平成35年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 平成35年9月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成35年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型

届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

121. 適用関係告示第20条第23項第2号及び第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成31年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成31年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの取付装置が同一のもの
- (3) 平成31年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 平成31年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトの取付装置が同一のもの
- (5) 平成31年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 平成31年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、平成31年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの取付装置が同一のもの

122. 適用関係告示第28条第1項の表第18号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成32年11月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成32年12月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成32年11月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と排出ガスに係る機能及び性能が同一であるもの
- (3) 平成32年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 平成32年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成32年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

123. 適用関係告示第28条第185項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成32年11月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成32年12月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平

成32年11月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と燃料蒸発ガスの発散防止装置に係る性能が同一であるもの

- (3) 平成32年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 平成32年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成32年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、並びに燃料蒸発ガスの発散防止装置に係る性能が同一であるもの

124. 適用関係告示第19条第8項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和2年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和2年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和2年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和2年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和2年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和2年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和2年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和2年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和2年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席に係る性能が同一であるもの

125. 適用関係告示第19条第8項第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、協定規則第17号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.16.に限る。）の適用を受けないもの
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、協定規則第17号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.16.に限る。）の適用を受けないもの
- (3) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、協定規則第17号の技術的な要件（同規則第9改訂版の規則5.16.に限る。）の適用を受けないもの

126. 適用関係告示第20条第24項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和2年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和2年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和2年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- (3) 令和2年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和2年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和2年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- (5) 令和2年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（座席ベルトに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和2年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和2年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

127. 適用関係告示第20条第24項第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの
- (3) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第8改訂版の規則8.1.8.に限る。）の適用を受けないもの

128. 適用関係告示第13条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和7年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和7年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和7年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低

排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

- (4) 令和 7 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (5) 令和 7 年 8 月 31 日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和 7 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

129. 適用関係告示第14条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 4 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和 4 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和 4 年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの（令和11年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和11年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く）
- (4) 令和 4 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの（令和11年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和11年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く）
- (5) 令和 4 年 8 月 31 日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和 4 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの（令和11年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く）
- (7) 令和 4 年 8 月 31 日以前に認定を受けた型式認定自動車

- (8) 令和4年9月1日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、充電系連結システムが搭載されていないもの（令和11年9月1日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、令和11年8月31日以前に型式認定を受けた型式認定自動車と電波障害防止に係る性能について変更があるものを除く）
- (9) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (10) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (11) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (12) 令和4年9月1日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、令和4年8月31日以前に認定を受けた型式認定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (13) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

130. 適用関係告示第51条の5第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年4月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年4月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和4年5月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年4月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年5月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和4年4月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和4年4月30日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和4年5月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年4月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新

型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

131. 適用関係告示第9条第53項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和3年11月1日（輸入された自動車にあつては令和6年7月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和3年11月1日（輸入された自動車にあつては令和6年7月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、令和3年10月31日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

132. 適用関係告示第19条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和３年８月３１日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和３年８月３１日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和３年９月１日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和３年８月３１日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と座席及び座席の取付装置が同一のもの
- (4) 令和３年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和３年８月３１日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席及び座席の取付装置が同一のもの
- (5) 令和３年８月３１日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和３年９月１日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和３年８月３１日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席及び座席の取付装置が同一のもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

133. 適用関係告示第７条第12項、第９条第54項、第28条第191項、第51条の３第２項及び第55条の２第３項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和３年10月１日（輸入された自動車にあつては令和４年10月１日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１．に規定する対象装置の性能が令和３年９月30日（輸入された自動車にあつては令和４年９月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（法第７条に定める新規登録（軽自動車にあつては法第59条に定める新規検査）を初めて受けた月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）とする。

134. 適用関係告示第７条第13項、第９条第55項、第28条第192項、第51条の３第３項及び第55条の２第４項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和４年９月30日（輸入された自動車にあつては令和５年９月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）とする。

135. 適用関係告示第14条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和３年３月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和4年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車であって、令和6年6月30日以前に製作されたもの

136. 適用関係告示第14条第23項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）

137. 適用関係告示第27条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和2年9月24日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和2年9月25日から令和3年9月24日までに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和2年9月24日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (3) 令和3年9月25日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和3年9月24日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- (4) 令和2年9月24日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (5) 令和2年9月25日から令和3年9月24日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和2年9月24日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用

途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- (6) 令和3年9月25日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和3年9月24日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- (7) 令和2年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（騒音防止装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (8) 令和2年9月25日から令和3年9月24日までに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和2年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (9) 令和3年9月25日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和3年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- (10) 細目告示第83条の適用を受ける自動車

138. 適用関係告示第29条第24項、第30条第17項、第32条第15項、第35条第16項、第36条第10項、第37条第16項、第38条第13項、第41条第8項、第42条第18項、第43条第13項、第45条第24項、第47条第10項、第47条の2第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）による取扱いを受けた二輪自動車
- (2) 令和5年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた二輪自動車
- (3) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車

139. 適用関係告示第8条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車等（細目告示第14条第1項の二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）とす

る。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等
- (2) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等であつて、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (3) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等
- (4) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等であつて、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等（施錠装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等であつて、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (7) 令和4年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等
- (8) 令和4年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等であつて、令和4年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
- (9) 型式指定を受けた二輪自動車等、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた二輪自動車等、型式認定による取扱いを受けた二輪自動車等、新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等及び輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等以外の二輪自動車等

140. 適用関係告示第15条第35項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と基本車体構造が同一のもの
- (3) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と基本車体構造が同一のもの
- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（車枠及び車体の外部突起に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、令和４年８月３１日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と基本車体構造が同一のもの

- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

141. 適用関係告示第51条の４第３項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和４年８月３１日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和４年８月３１日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和４年８月３１日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

142. 適用関係告示第14条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和３年３月３１日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和５年６月３０日（電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第九十九条の三第一項第一号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車（この項において「一号特定改造非対応自動車」という。））にあつては、令和５年12月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和５年７月１日から令和６年６月30日まで（一号特定改造非対応自動車にあつては令和６年１月１日から令和８年８月31日まで）に製作された自動車のうち、令和５年７月１日（一号特定改造非対応自動車にあつては、令和６年１月１日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、令和５年６月30日（一号特定改造非対応自動車にあつては、令和５年12月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (4) 令和４年６月30日（一号特定改造非対応自動車にあつては、令和５年12月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたもの）に限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和４年７月１日（一号特定改造非対応自動車にあつては、令和６年１月１日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、令和４年６月30日（一号特定改造非対応自動車にあつては、令和５年12月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラ

ム等改変システムに係る性能が同一であるもの

- (6) 被牽引自動車（一号特定改造非対応自動車に限る。）並びに型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、型式指定、多仕様自動車型式指定、新型届出又は輸入自動車特別取扱いを受けたときのサイバーセキュリティシステム又はプログラム等改変システム以外の電気装置に変更があるもの
- (7) 令和12年8月31日以前に発行（施行規則第62条の6第1項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第2項において準用する施行規則第62条の5第2項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第62条の6第1項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、次に掲げるものであり、かつ、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- イ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車に限る。）であって、車両総重量が5トンを超えるもののうち、幅が2.1メートル以下であり、かつ、立席を有するもの
- ロ 緊急自動車であって、車両総重量が12トンを超えるものであり、かつ、後車軸に操舵機構が備わっているもの

143. 適用関係告示第14条第25項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和4年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和4年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (6) 型式指定自動車、型式認定自動車、多仕様自動車、新型届出又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

144. 適用関係告示第55条の2第1項、第2項及び第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和

4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの

- (3) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和4年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車について改造等により型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車となったもの

145. 適用関係告示第12条第14項、第13条第19項、第14条第27項及び第15条第36項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

146. 適用関係告示第12条第15項、第13条第20項、第14条第28項及び第15条第37項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和14年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和14年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和14年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和14年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和14年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和14年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

147. 適用関係告示第12条第17項、第13条第22項、第14条第29項及び第15条第38項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

148. 適用関係告示第12条第18項第2号、第14条第30項第2号及び第15条第39項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年7月4日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年7月4日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年7月5日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月4日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年7月5日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年7月4日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和4年7月4日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和4年7月5日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月4日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

149. 適用関係告示第12条第16項及び第13条第21項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (4) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、令和４年８月３１日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

150. 適用関係告示第14条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和４年８月３１日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和４年８月３１日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和４年９月１日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和４年８月３１日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和４年９月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和４年８月３１日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和４年８月３１日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和４年９月１日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和４年８月３１日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

151. 適用関係告示第９条第56項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和６年６月３０日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和６年６月３０日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和６年７月１日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和６年６月３０日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から種別、用途、原動機の種類

及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- (4) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

152. 適用関係告示第9条第57項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び非牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）
- (2) 令和5年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (3) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

153. 適用関係告示第52条の2第1項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年4月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年4月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年5月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年4月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年4月30日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (5) 令和4年5月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、令和４年４月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの

- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

154. 適用関係告示第14条第34項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和５年８月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和５年９月１日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第94号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和５年９月１日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

155. 適用関係告示第14条第35項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和５年８月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和５年９月１日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和５年８月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第95号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和５年９月１日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和５年８月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

156. 適用関係告示第14条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和9年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第137号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和9年9月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

157. 適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
- (4) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第100号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和5年9月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変

更のみを行ったものに限る。)

- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

158. 適用関係告示第19条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席及び座席の取付装置が同一であるもの
- (4) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第17号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和4年9月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席及び座席の取付装置が同一であるもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

159. 適用関係告示第21条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和4年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第17号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であっ

て、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

160. 適用関係告示第52条の2第1項第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) レッカー車（「自動車の用途等の区分について（依命通達）（昭和35年自車第452号）」4-1-3(3)に掲げるものをいう。）

161. 適用関係告示第4条第16項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車以外の自動車
- (3) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの
- (4) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、燃料の種類を変更したもの
- (5) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの
- (6) 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、次に掲げるものであり、かつ、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

イ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車に限る。）であって、車両総重量が5トンを超えるもののうち、幅が2.1メートル以下であり、かつ、立席を有するもの

ロ 緊急自動車であって、車両総重量が12トンを超えるものであり、かつ、後車軸に操舵機構が備わっているもの

162. 適用関係告示第4条第16項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年9月30日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項において同

じ。)以外の自動車であって輸入された自動車にあつては令和8年9月30日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年8月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 令和6年9月30日(二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあつては令和8年9月30日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年8月31日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (3) 令和6年10月1日(二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあつては令和8年10月1日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年9月1日)以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和6年9月30日(二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあつては令和8年9月30日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年8月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と同一であるもの
- (4) 令和6年10月1日(二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあつては令和8年10月1日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年9月1日)以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和6年9月30日(二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあつては令和8年9月30日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年8月31日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と同一であるもの

163. 適用関係告示第5条第10項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年7月6日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、令和4年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (4) 令和4年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(タイヤ取り付けに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項にお

いて同じ。)

- (5) 令和4年7月6日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

164. 適用関係告示第5条第11項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年7月6日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (4) 令和4年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（タイヤ取り付けに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和4年7月6日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

165. 適用関係告示第5条第12項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年4月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (4) 令和5年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（タイヤ取り付けに係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和5年4月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

166. 適用関係告示第5条第13項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年7月6日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
- (4) 令和4年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和4年7月6日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの

- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

167. 適用関係告示第5条第14項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和6年7月6日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
- (4) 令和6年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和6年7月6日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

168. 適用関係告示第5条第15項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年7月6日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年7月5日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
- (4) 令和5年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和5年7月6日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年7月5日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型

届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

169. 適用関係告示第9条第58項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定基準の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

170. 適用関係告示第54条の2第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5トン以下のものに限る。）とする。

- (1) 令和3年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年6月30日（輸入された自動車にあつては令和5年6月30日）以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (5) 令和4年7月1日（輸入された自動車にあつては令和5年7月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあつては令和5年6月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

171. 適用関係告示第54条の2第3項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.5トン以下のものに限る。））とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

- (2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（オフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

172. 適用関係告示第54条の2第3項4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のものに限る。）とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

173. 適用関係告示第4条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和3年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和

3年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

174. 適用関係告示第4条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和4年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

175. 適用関係告示第4条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和4年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

176. 適用関係告示第28条第189項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和3年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和3年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和3年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

177. 適用関係告示第28条第190項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和4年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和

4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

178. 適用関係告示第28条第193項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和4年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

179. 適用関係告示第28条第194項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和4年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものの

180. 適用関係告示第13条第23項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの
- (4) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動

車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

181. 適用関係告示第7条第15項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの
- (4) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（かじ取装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (5) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの
- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

182. 適用関係告示第52条第7項第2号ロの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（保安基準第44条第5項の鏡その他の装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

183. 適用関係告示第18条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種

類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- (3) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（運転者席に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

184. 適用関係告示第29条第25項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和6年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

185. 適用関係告示第33条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和6年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（昼間走行灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

186. 適用関係告示第54条の2第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5トン以下のものに限る。）とする。

- (1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和6年6月30日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

187. 適用関係告示第13条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和7年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和7年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令

和 7 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

- (4) 令和 7 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (5) 令和 7 年 8 月 31 日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和 7 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 7 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

188. 適用関係告示第 4 条第 19 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 7 年 3 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 3 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和 7 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

189. 適用関係告示第 4 条第 20 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 9 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び

主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

190. 適用関係告示第4条第21項並びに第28条第1項第21号及び第195項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和5年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(2) 令和5年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) 令和5年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和5年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年5月9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

191. 適用関係告示第4条第22項並びに第28条第1項第22号及び第196項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(2) 令和6年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6月9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) 令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和6年10月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年6月9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝

達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

192. 適用関係告示第8条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

193. 適用関係告示第8条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

194. 適用関係告示第9条第60項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの

の

- (3) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

195. 適用関係告示第18条の2第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

196. 適用関係告示第26条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、同年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

197. 適用関係告示第27条第36項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年10月7日（乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年10月8日（乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年9月1日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年10月7日（乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和8年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (3) 細目告示第83条の適用を受ける自動車（輸入自動車を除く。）

198. 適用関係告示第28条第197項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年11月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年11月30日以前に型式認定を受けた自動車
- (4) 令和6年12月1日以降に新たに型式認定を受けた自動車であって、同年6月30日以前に型式認定を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種

類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、型式認定を受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

199. 適用関係告示第28条第198項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年9月30日（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日（軽油を燃料とするものについては令和5年10月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年9月30日以前（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年9月30日（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年10月1日（軽油を燃料とするものについては令和5年10月1日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年9月30日（軽油を燃料とするものについては令和5年9月30日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

200. 適用関係告示第51条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

201. 適用関係告示第52条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であつて、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

202. 適用関係告示第9条第61項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和7年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であつて、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和7年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和7年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

203. 適用関係告示第14条第36項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和7年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車(令和7年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)
- (3) 令和7年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和7年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和7年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

204. 適用関係告示第14条第37項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポール側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

205. 適用関係告示第15条第40項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年7月6日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年7月7日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年7月6日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
- (3) 令和6年7月6日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年7月7日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年7月6日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と

種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

206. 適用関係告示第27条第37項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年1月3日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年1月4日から令和9年8月31日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和10年8月31日）までに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和5年1月3日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (3) 令和9年9月1日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和10年9月1日）以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和10年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）。
- (4) 令和5年1月3日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (5) 令和5年1月4日から令和9年8月31日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和10年8月31日）までに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年1月3日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- (6) 令和9年9月1日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、

技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあっては令和10年9月1日)以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日(乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあっては令和10年8月31日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)

(7) 細目告示第83条の適用を受ける自動車

207. 適用関係告示第51条の6の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年1月18日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年1月19日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和8年1月18日以前に輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受けた自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和7年1月18日(輸入された自動車にあっては令和8年1月18日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和7年1月19日(輸入された自動車にあっては令和8年1月19日)以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和7年1月18日(輸入された自動車にあっては令和8年1月18日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

208. 適用関係告示第28条第199項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と

車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

209. 適用関係告示第28条第1項第23号ハ及び第200項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和5年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和5年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

210. 適用関係告示第28条第1項第24号及び第201項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年10月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

211. 適用関係告示第14条第38項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの

212. 適用関係告示第55条の2第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和5年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車について改造等により型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車となったもの

213. 適用関係告示第29条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一である

もの

- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの

214. 適用関係告示第30条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前部霧灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの

215. 適用関係告示第31条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（側方照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの

216. 適用関係告示第31条の2第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

217. 適用関係告示第32条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と車幅灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車幅灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（車幅灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車幅灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と車幅灯の型式が同一であるもの

218. 適用関係告示第33条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前部上側端灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車

- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの

219. 適用関係告示第33条の2第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（昼間走行灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの

220. 適用関係告示第34条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前部反射器の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と前部反射器の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前部

反射器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。)

- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前部反射器の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と前部反射器の型式が同一であるもの

221. 適用関係告示第35条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側方灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と側方灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（側方灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と側方灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と側方灯の型式が同一であるもの

222. 適用関係告示第35条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側方反射器の型式が同一であるもの

- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側方反射器の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（側方反射器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と側方反射器の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と側方反射器の型式が同一であるもの

223. 適用関係告示第36条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と番号灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と番号灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（番号灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と番号灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と番号灯の型式が同一であるもの

224. 適用関係告示第37条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と尾灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と尾灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（尾灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と尾灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と尾灯の型式が同一であるもの

225. 適用関係告示第38条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後部霧灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの

226. 適用関係告示第39条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と駐車灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と駐車灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（駐車灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と駐車灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と駐車灯の型式が同一であるもの

227. 適用関係告示第40条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後部上側端灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの

- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの

228. 適用関係告示第41条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と後部反射器の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後部反射器の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後部反射器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後部反射器の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と後部反射器の型式が同一であるもの

229. 適用関係告示第41条の2第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの

- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（大型後部反射器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの

230. 適用関係告示第41条の3第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と再帰反射材の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と再帰反射材の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（再帰反射材に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と再帰反射材の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と再帰反射材の型式が同一であるもの

231. 適用関係告示第42条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と制動灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と制動灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（制動灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と制動灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と制動灯の型式が同一であるもの

232. 適用関係告示第43条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（補助制動灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの

233. 適用関係告示第44条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と後退灯の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と後退灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後退灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後退灯の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と後退灯の型式が同一であるもの

234. 適用関係告示第45条第25項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と方向指示器の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と方向指示器の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（方向指示器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と方向指示器の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車

- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と方向指示器の型式が同一であるもの

235. 適用関係告示第50条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和8年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と停止表示器材の型式が同一であるもの
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と停止表示器材の型式が同一であるもの
- (5) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（停止表示器材に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (6) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と停止表示器材の型式が同一であるもの
- (7) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和8年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と停止表示器材の型式が同一であるもの

236. 適用関係告示第12条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ

防止に係る基本車体構造が同一であるもの

237. 適用関係告示第15条第42項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

238. 適用関係告示第18条の2第4項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和7年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和7年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和7年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの

239. 適用関係告示第4条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和5年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和5年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と

車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

240. 適用関係告示第18条の2第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和7年12月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和7年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和7年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

241. 適用関係告示第28条第204項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年10月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

242. 適用関係告示第5条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車

とする。

- (1) 令和8年7月6日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年7月7日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和8年7月6日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
- (3) 令和8年7月6日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年7月7日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年7月6日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

243. 適用関係告示第5条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

244. 適用関係告示第5条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和12年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
- (3) 令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和12年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び

輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

245. 適用関係告示第27条第38項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

246. 適用関係告示第51条の3第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

247. 適用関係告示第9条第62項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年

8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一のもの

- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置の性能が同一のもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

248. 適用関係告示第9条第64項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (3) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

249. 適用関係告示第28条第206項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

250. 適用関係告示第1条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車

とする。

- (1) 令和6年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年3月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和6年3月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年3月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (5) 令和6年3月31日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）に基づき交付を受けた試作車・組立車審査結果通知書に係る自動車

251. 適用関係告示第13条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と各衝突性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と各衝突性能が同一であるもの

252. 適用関係告示第54条の2第5項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年11月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年12月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和8年11月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和8年11月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年12月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年11月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

253. 適用関係告示第54条の2第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5トン以下のものに限る。）とする。

- (1) 令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

- (2) 令和6年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

254. 適用関係告示第22条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車（乗車定員10人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と年少者用補助乗車装置取付具の性能が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた多仕様自動車型式指定自動車であって、令和8年8月31日以前に指定を受けた多仕様自動車型式指定自動車と年少者用補助乗車装置取付具の性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

255. 適用関係告示第20条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とロアテザーを使用する年少者用補助乗車装置取付具及び取り外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とロアテザーを使用する年少者用補助乗車装置取付具及び取り外しが可能な座席に

備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

256. 適用関係告示第21条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

257. 適用関係告示第29条第27項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と前照灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

258. 適用関係告示第30条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前部霧灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前部霧灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前部霧灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

259. 適用関係告示第32条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（車幅灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車幅灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車幅灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

260. 適用関係告示第33条の2第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（昼間走行灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において

同じ。)

- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と昼間走行灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と昼間走行灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

261. 適用関係告示第35条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（側方反射器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と側方反射器の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と側方反射器の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

262. 適用関係告示第36条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（番号灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と番号灯の性能が同一であるもの

- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と番号灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

263. 適用関係告示第37条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（尾灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と尾灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と尾灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

264. 適用関係告示第38条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後部霧灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後部霧灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後部霧灯の性能が同一であるもの

- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

265. 適用関係告示第41条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後部反射器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後部反射器の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後部反射器の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

266. 適用関係告示第42条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（制動灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と制動灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と制動灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

267. 適用関係告示第43条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（補助制動灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と補助制動灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と補助制動灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

268. 適用関係告示第45条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（方向指示器に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と方向指示器の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と方向指示器の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

269. 適用関係告示第47条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自

動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（非常点滅表示灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と非常点滅表示灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と非常点滅表示灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

270. 適用関係告示第47条の2第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（緊急制動表示灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と緊急制動表示灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と緊急制動表示灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

271. 適用関係告示第47条の3第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後面衝突警告表示灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後面衝突警告表示灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後面衝突警告表示灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

272. 適用関係告示第48条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（車室外乗降支援灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車室外乗降支援灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車室外乗降支援灯の性能が同一であるもの
- (6) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

273. 適用関係告示第19条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人

員の保護に係る性能が同一であるもの

- (3) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

274. 適用関係告示第52条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 7 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 7 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和 7 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 7 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

275. 適用関係告示第29条第28項第 2 号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 9 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和 9 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和 9 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (6) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの

- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車以外の自動車

276. 適用関係告示第29条第28項第4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (7) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

277. 適用関係告示第30条第20項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前部霧灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた前部霧灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と

前部霧灯の型式が同一であるもの

- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車以外の自動車

278. 適用関係告示第30条第20項第4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前部霧灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- (7) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

279. 適用関係告示第31条の2第3項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一

であるもの

- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車以外の自動車

280. 適用関係告示第31条の2第3項第4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（低速走行時照射灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの
- (6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と低速走行時照射灯の性能が同一であるもの
- (7) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

281. 適用関係告示第48条第7項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（アンサーバック機能を有する灯火に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とアンサーバック機能を有す

る灯火の性能が同一であるもの

- (5) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とアンサーバック機能を有する灯火の性能が同一であるもの
- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とアンサーバック機能を有する灯火の性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車以外の自動車

282. 適用関係告示第48条第7項第4号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（アンサーバック機能を有する灯火に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とアンサーバック機能を有する灯火の性能が同一であるもの
- (5) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とアンサーバック機能を有する灯火の性能が同一であるもの
- (6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とアンサーバック機能を有する灯火の性能が同一であるもの
- (7) 新型届出による取扱いを受けた自動車、型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

283. 適用関係告示第14条第39項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和11年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和11年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とサイバーセキュリティシステムに係る性能が同一であるもの

- (3) 令和11年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和11年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステムに係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、型式指定、多仕様自動車型式指定又は輸入自動車特別取扱を受けたときのサイバーセキュリティシステム以外の電気装置に変更があるもの

284. 適用関係告示第51条の3第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

285. 適用関係告示第13条第27項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と各衝突性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と各衝突性能が同一であるもの

286. 適用関係告示第14条第41項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車（令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

287. 適用関係告示第9条第65項及び同条第66項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

288. 適用関係告示第13条第28項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と各衝突性能が同一であるものの

- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と各衝突性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

289. 適用関係告示第14条第10項及び第44項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和11年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (3) 令和11年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和11年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (5) 令和11年8月31日以前に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和11年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの
- (7) 令和11年8月31日以前に認定を受けた型式認定自動車
- (8) 令和11年9月1日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、令和11年8月31日以前に型式認定を受けた型式認定自動車と電波障害防止に係る性能について変更のないもの

290. 適用関係告示第14条第43項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

291. 適用関係告示第15条第43項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

292. 適用関係告示第20条第27項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

293. 適用関係告示第52条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と、運転者が運転者席において自動車の前部近傍にある障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造又は当該障害物を確認するための鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能が同一であるもの

- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、運転者が運転者席において自動車の前部近傍にある障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造又は当該障害物を確認するための鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

294. 適用関係告示第4条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和11年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和10年8月31日（輸入された自動車にあつては令和11年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日（輸入された自動車にあつては令和11年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

295. 適用関係告示第4条第26項の「国土交通大臣が定める自動車」は、特定共通構造部を備えた自動車であつて次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年9月1日（輸入された自動車にあつては令和11年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）を除く。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の

性能が令和10年8月31日（輸入された自動車にあっては令和11年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

- (2) 令和12年9月1日（輸入された自動車にあっては令和13年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）に限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和12年8月31日（輸入された自動車にあっては令和13年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

296. 適用関係告示第4条第27項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和11年8月31日（輸入された自動車にあっては令和12年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）とする。

297. 適用関係告示第18条の2第6項及び第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

298. 適用関係告示第18条の2第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和13年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和13年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接

視野に係る性能が同一であるもの

- (3) 令和13年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和13年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

299. 適用関係告示第51条の2第11項及び第51条の5第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和8年9月1日（輸入された自動車にあつては令和9年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和8年8月31日（輸入された自動車にあつては令和9年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（法第7条に定める新規登録（軽自動車にあつては法第59条に定める新規検査）を初めて受けた月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）とする。

300. 適用関係告示第51条の2第12項及び第51条の5第3項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和9年8月31日（輸入された自動車にあつては令和10年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）とする。

301. 適用関係告示第7条第16項及び第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和11年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
- (3) 令和11年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（かじ取装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和11年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であつて、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び

輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

302. 適用関係告示第9条第67項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和12年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和12年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

303. 適用関係告示第14条第45項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

304. 適用関係告示第18条の2第4項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、次に掲げるものであり、かつ、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものとする。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車に限る。）であって、車両総重量が5トンを超えるもののうち、幅が2.1メートル以下であり、かつ、立席を有するもの
- (2) 緊急自動車であって、車両総重量が12トンを超えるものであり、かつ、後車軸に操舵機構が備わっているもの

305. 適用関係告示第28条第1項第23号ホ及び第200項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、次に掲げるものであり、かつ、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものとする。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車に限る。）であって、車両総重量が5トンを超えるもののうち、幅が2.1メートル以下であり、かつ、立席を有するもの
- (2) 緊急自動車であって、車両総重量が12トンを超えるものであり、かつ、後車軸に操舵機構が備わっているもの

306. 適用関係告示第29条第25項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、次に掲げるものであり、かつ、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものとする。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車に限る。）であって、車両総重量が5トンを超えるもののうち、幅が2.1メートル以下であり、かつ、立席を有するもの
- (2) 緊急自動車であって、車両総重量が12トンを超えるものであり、かつ、後車軸に操舵機構が備わっているもの

307. 適用関係告示第54条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

- (5) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (7) 令和10年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (8) 令和10年9月1日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (9) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

308. 適用関係告示第54条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和12年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和12年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (4) 令和12年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和12年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

309. 適用関係告示第54条の2第5項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、次に掲げるものであり、かつ、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものとする。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車に限る。）であって、車両総重量が5トンを超えるもののうち、幅が2.1メートル以下であり、かつ、立席を有す

るもの

- (2) 緊急自動車であって、車両総重量が12トンを超えるものであり、かつ、後車軸に操舵機構が備わっているもの

310. 適用関係告示第4条第28項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和12年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (3) 令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和12年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

311. 適用関係告示第7条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、かじ取装置に係る性能について変更のないもの
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（かじ取装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）であって、かじ取装置に係る性能について変更のないもの
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの

312. 適用関係告示第7条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下であってボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては令和14年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和11年9月1日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車にあっては令和14年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車にあっては令和14年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和11年9月1日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車にあっては令和14年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

313. 適用関係告示第7条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年9月1日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車（前項(2)の規定の適用を受けた自動車を除く。）
- (2) 令和11年9月1日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前項(4)の規定の適用を受けた自動車を除く。）

314. 適用関係告示第7条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和14年9月1日（輸入された自動車にあっては令和15年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和14年8月31日（輸入された自動車にあっては令和15年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（法第7条に定める新規登録（軽自動車にあっては法第59条に定める新規検査）を初めて受けた月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）とする。

315. 適用関係告示第7条第23項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和15年8月31日（輸入された自動車にあっては令和16年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）とする。

316. 適用関係告示第13条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

317. 適用関係告示第19条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と
頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び
輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

318. 適用関係告示第20条第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車
とする。

- (1) 令和 9 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年
8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後部座席に備える座席ベルトに
係る性能が同一であるもの
- (3) 令和 9 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と
後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び
輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

319. 適用関係告示第20条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車
とする。

- (1) 令和 9 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年
8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置
に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和 9 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 9 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と
座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び
輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

320. 適用関係告示第27条第40項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車
とする。

- (1) 令和11年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和11年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和
11年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と騒音防止装置に係る性能が

同一であるもの

- (3) 令和11年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和11年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

321. 適用関係告示第21条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

322. 適用関係告示第13条第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び

輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

323. 適用関係告示第14条第46項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

324. 適用関係告示第52条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

325. 適用関係告示第4条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和7年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和7年4月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年3月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、

走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

- (3) 令和 7 年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 3 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

326. 適用関係告示第29条第23項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 8 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (3) 令和 8 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（前照灯に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- (5) 令和 8 年 8 月 31 日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (6) 令和 8 年 9 月 1 日以降に新たに型式認定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車と前照灯の型式が同一であるもの

327. 適用関係告示第30条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、前項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「前部霧灯」と読み替えるものとする。

328. 適用関係告示第31条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「側方照射灯」と読み替えるものとする。

329. 適用関係告示第31条の 2 第 1 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第 2 号、第 4 号及び第 6 号中「前照灯」とあるのは、「低速走行時照射灯」と読み替えるものとする。

330. 適用関係告示第32条第14 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲

げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「車幅灯」と読み替えるものとする。

331. 適用関係告示第33条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「前部上側端灯」と読み替えるものとする。

332. 適用関係告示第33条の2第1項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「昼間走行灯」と読み替えるものとする。

333. 適用関係告示第34条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「前部反射器」と読み替えるものとする。

334. 適用関係告示第35条第14項及び第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「側方灯及び側方反射器」と読み替えるものとする。

335. 適用関係告示第36条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「番号灯」と読み替えるものとする。

336. 適用関係告示第37条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「尾灯」と読み替えるものとする。

337. 適用関係告示第38条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「後部霧灯」と読み替えるものとする。

338. 適用関係告示第39条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「駐車灯」と読み替えるものとする。

339. 適用関係告示第40条第9項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲

げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「後部上側端灯」と読み替えるものとする。

340. 適用関係告示第41条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「後部反射器」と読み替えるものとする。

341. 適用関係告示第41条の2第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「大型後部反射器」と読み替えるものとする。

342. 適用関係告示第42条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「制動灯」と読み替えるものとする。

343. 適用関係告示第43条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「補助制動灯」と読み替えるものとする。

344. 適用関係告示第44条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「後退灯」と読み替えるものとする。

345. 適用関係告示第45条第23項の「国土交通大臣が定める自動車」は、第326項各号に掲げる自動車とする。この場合において、同項第2号、第4号及び第6号中「前照灯」とあるのは、「方向指示器」と読み替えるものとする。

346. 適用関係告示第1条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和8年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和8年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (5) 令和8年8月31日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）に基づき交付を受けた試作車・組立車審査結果通知書に係る自動車

附 則（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）

この通達は、平成15年10月1日から適用する。ただし、3.(1)②の規定のうち、軽油を燃料とする自動車については、平成19年8月31日までの間は、「車両総重量2.5トン以下のもの」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成18年6月27日国自環第53号）

この改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2第6号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年7月22日国自技第93号）

この改正は、平成21年7月22日から施行する。ただし、第10項改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年5月22日国自技第93号）

この改正は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月23日国自技第103号）

この改正は、平成23年6月23日から適用する。

附 則（平成23年10月28日国自技第58号）

この改正は、平成23年10月28日から適用する。

附 則（平成24年3月12日国自技第109号）

この改正は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第22項、第25項及び第26項の改正規定は、平成24年4月13日から適用する。

附 則（平成24年7月24日国自技第66号）

この改正は、平成24年7月26日から適用する。

附 則（平成24年11月15日国自技第154号）

この改正は、平成24年11月18日から施行する。

附 則（平成25年1月25日国自技第209号）

この改正は、平成25年1月27日から施行する。

附 則（平成25年 7 月12日国自技第63号）
この改正は、平成25年 7 月15日から施行する。

附 則（平成25年 8 月30日国自技第87号）
この改正は、公布日より施行する。

附 則（平成25年10月 1 日国自環第100号）
この改正は、公布日より施行する。

附 則（平成25年11月 1 日国自技第134号）
この改正は、平成25年11月 3 日から施行する。

附 則（平成25年11月12日国自技第138号）
この改正は、平成25年11月12日より施行する。

附 則（平成26年 2 月12日国自審第1465号、国自環第195号、国自技第179号）
平成26年 2 月12日以降に「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成26年国土交通省告示第120号）によりその型式について認定された自動車は、本通達中「新型自動車による取扱いを受けた自動車」に含めるものとする。
本改正規定は、平成 26 年 2 月 12 日から適用する。

附 則（平成26年 2 月13日国自技第196号）
本改正規定は、平成26年 2 月13日より施行する。

附 則（平成26年 6 月10日国自技第32号）
本改正規定は、平成26年 6 月10日より施行する。

附 則（平成26年10月 9 日国自技第32号）
本改正規定は、平成26年10月 9 日より施行する。

附 則（平成27年 1 月22日国自技第156号）
本改正規定は、平成27年 1 月22日より施行する。

附 則（平成27年 6 月15日国自技第47号）
本改正規定は、平成27年 6 月15日より施行する。

附 則（平成27年10月8日国自環第136号、国自技第150号）
本改正規定は、平成27年10月8日より施行する。

附 則（平成27年11月16日国自環第117号）
本改正規定は、平成27年11月16日より施行する。

附 則（平成27年11月20日国自環第171号）
本改正規定は、平成27年11月20日より施行する。

附 則（平成28年1月20日国自技第214号）
本改正規定は、平成28年1月20日より施行する。

附 則（平成28年4月1日国自技第270号）
本改正規定は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成28年4月20日国自環第6号）
本改正規定は、平成28年4月20日より施行する。

附 則（平成28年6月17日国自技第44号）
本改正規定は、平成28年6月18日より施行する。

附 則（平成28年6月30日国自技第57号）
本改正規定は、平成28年6月30日より施行する。

附 則（平成28年8月31日国自技第107号）
本改正規定は、平成28年8月31日より施行する。

附 則（平成28年10月7日国自技第135号）
本改正規定は、公布日より施行する。ただし、第100項を加える改正規定は、平成28年10月8日より施行する。

附 則（平成28年11月15日国自技第165号）
本改正規定は、平成28年11月15日より施行する。

附 則（平成28年12月9日国自技第185号）
本改正規定は、平成28年12月9日より施行する。

附 則（平成29年 2 月 9 日国自技第226号）
本改正規定は、平成28年 2 月 9 日より施行する。

附 則（平成29年 2 月 28日国自環第236号）
本改正規定は、平成29年 2 月 28日より施行する

附 則（平成29年 6 月 22日国自技第43号）
本改正規定は、平成29年 6 月 22日より施行する

附 則（平成29年 9 月 20日国自技第95号）
本改正規定は、平成29年 9 月 20日より施行する

附 則（平成29年10月10日国自技第43号）
本改正規定は、平成29年10月10日より施行する

附 則（平成30年 2 月 9 日国自技第194号）
本改正規定は、平成29年 2 月 10日より施行する

附 則（平成30年 3 月 30日国自環第184号）
本改正規定は、平成30年 3 月 30日より施行する。ただし、第111項から第113項までに係る改正規定は、平成30年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成30年 7 月 19日国自技第70号）
本改正規定は、平成30年 7 月 19日より施行する

附 則（平成30年10月16日国自技第134号）
本改正規定は、平成30年10月16日より施行する

附 則（平成30年12月28日国自技第181号）
本改正規定は、平成30年12月29日より施行する

附 則（平成31年 2 月 15日国自環第160号）
本改正規定は、平成31年 2 月 15日より施行する

附 則（令和元年 5 月 28日国自技第26号）

本改正規定は、令和元年５月28日より施行する

附 則（令和元年10月15日国自技第100号）

本改正規定は、2.、103.、128.及び129.は令和元年10月15日、130.は令和元年11月15日より施行する。

附 則（令和２年１月31日国自技第100号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和２年５月29日国自技第17号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和２年８月５日国自基第44号）

本改正規定は、公布の日より施行する。ただし、135項及び136項の改正規定は、令和２年11月23日より施行する。

附 則（令和２年９月25日国自基第87号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和２年12月25日国自基第127号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和３年６月９日国自基第11号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和３年９月30日国自基第56号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和４年１月７日国自基第80号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和４年６月22日国自基第39号）

本改正規定は、公布の日より施行する。

附 則（令和４年10月７日国自基第127号）

本改正規定は、令和４年10月８日より施行する。

附 則（令和５年１月４日国自基第188号）
本改正規定は、令和５年１月４日より施行する。

附 則（令和５年６月５日国自基第41号）
本改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年９月22日国自基第95号）
本改正規定は、令和５年９月24日から施行する。

附 則（令和６年１月５日国自基第171号）
本改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年３月29日国自基第210号）
本改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年６月１４日国自基第 35 号）
本改正規定は、令和６年６月15日から施行する。ただし、第252項の改正規定は、令和６年６月20日から施行する。

附 則（令和６年９月 20 日国自基第 83 号）
本改正規定は、令和６年９月22日から施行する。

附 則（令和７年１月 10 日国自基第 136 号）
本改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年２月 28 日国自基第 164 号）
本改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年６月 17 日国自基第 46 号）
本改正規定は、令和７年６月17日から施行する。ただし、第294項から第300項までに係る改正規定は、令和７年６月23日から、第292項に係る改正規定は、令和７年７月６日から施行する。

附 則（令和７年９月 26 日国自基第 87 号）
本改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年１月９日国自基第151号）
本改正規定は、令和８年１月11日から施行する。

附 則（令和８年６月４日国自基第43号）
本改正規定は、令和８年６月４日から施行する。

附 則（令和８年８月31日国自基第83号）
本改正規定は、公布の日から施行する。